戸沢村外の保育施設等を利用している方への補助金について(お知らせ)

戸沢村では令和2年度から、生後8か月未満のお子様の保育や土曜保育などで戸沢村外の保育施設等を利用している保護者の方の負担軽減のため下記の事業を実施し、利用料について補助を行います。

(1) 戸沢村管外保育施設等利用者負担軽減事業

①対象施設と補助の額

対象施設等	補助金の額
・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業・届出保育施設・企業主導型保育事業	3歳未満児 村内保育所を利用した場合の保育料との差額分 3歳以上児 保護者が負担する保育料金全額
・一時あずかり事業・ファミリーサポートセンター	利用料と戸沢村内保育所を利用した場合の保育料を時間あたりに 換算した額との差額分

※補助金の額に教材費・共済費等は含みません。

- ②補助の対象者 ※下記1)と2)に該当し、3)もしくは4)に該当する保護者の方が対象です。
 - 1) 戸沢村に住所を有し、現に居住する方
 - 2) 村税等(国民健康保険料・各種使用料および保育施設等の利用料)を滞納してない方
 - 3) 生後2か月以降から8か月未満の児童が利用した場合
 - 4) 戸沢保育所に申込しても利用することができない場合

(2) 戸沢村すこやか保育事業(多子世帯における保育料負担軽減事業)

①対象施設は、届出保育施設および企業型保育事業となり、無償化の対象児童は含みません。

要件	補助金の額
第2子	対象施設の保育料(月額)の2分の1の額(100円未満の端数は切り捨て) と12,000円のいずれか少ない額
第3子以降	児童1人につき、保育料(月額)と24,000円のいずれか少ない額

- ②補助の対象者 ※下記1)から4)に全て該当する保護者の方が対象です。
 - 1) 届出保育施設および企業型保育事業を利用する多子世帯の保護者の方
 - 2) 保育所に同時入所している児童が2人以上いる世帯
 - 3) 戸沢村に住所を有し、現に居住する方
 - 4) 村税等(国民健康保険料・各種使用料および保育施設等の利用料)を滞納してない方

◎申請締め切りと補助金の振込時期

半期分に分けて申請していただき、振込時期は交付決定日の翌月となります。

- ・前期分(当該年度 4~9月分) 申請書提出期限: 当該年度の10月10日まで
- ・後期分(当該年度10~3月分) 申請書提出期限: 翌年度の 4月10日まで

☆(1)と(2)の事業は併用することができます。補助金についてのご連絡は下記までお願いいたします。

≪問い合わせ先≫

健康福祉課福祉係 TEL 0233-72-2364 FAX 0233-72-2116